

# 適性診断等助成制度の見直しについて

適性診断や運行管理者一般講習等については、これまでトラック協会がその料金の全額を助成（受診機関等に協会から直接支払）してまいりました。

このたび、助成制度の見直しの一環として、適性診断等について下記のとおり改正し、平成29年4月1日からは、初任及び適齢に関する適性診断並びに運行管理者一般講習を受診、受講される場合、受診者等に料金の一部を負担していただくことといたしました。

また、運輸安全マネジメント講習の助成は廃止させていただきます。

併せて、助成できる期間を4月1日から3月10日までとさせていただきます。

ご負担をおかけしますが、何とぞご理解の上、受診、受講に当たってご注意願います。

## <改正の内容>

### 1 料金の一部負担

#### (適性診断のうち初任診断及び適齢診断)

- 受診者負担額は、料金4,700円のうち2,000円です。
- 受診時に一人2,000円を受診される機関（自動車事故対策機構等）にお支払い願います。
- 会社が診断機器を保有してその機器で受診される場合は、後日に自動車事故対策機構から請求がありますので、それによりお支払いください。
- なお、一般診断は、これまでどおり協会が全額助成します。（受診者の負担はありません）

#### (運行管理者一般講習)

- 受講者負担額は、料金3,100円のうち1,000円です。
- 受講時に一人1,000円を講習機関（自動車事故対策機構）にお支払いください。

## 2 助成制度の廃止

### (運輸安全マネジメント講習)

- 協会助成を廃止しますので受講時に料金5,100円を自動車事故対策機構にお支払いください。

## 3 助成対象期間の新設

### (適性診断及び運行管理者一般講習)

- 協会が助成する期間を4月1日から翌年3月10日までとします。
- 3月11日以降に受診、受講される場合は、料金を全額負担していただきます。  
 予約を3月10日以前にしても受診等が3月11日以降になれば料金は全額負担となります。
- なお、この助成対象期間は、適性診断のうち一般診断にも適用されますので注意してください。
- 上記の期間内であっても、予算を超過したときは助成がなくなりますのでご注意ください。

### <新旧対照表>

区 分		現 行		改正後 (29.4.1~)		
		料金負担額 (円)		料金負担額 (円)		その他
		協会	受診者等	協会	受診者等	助成対象期間
適性診断	一般診断	2,300	0	2,300	0	4/1~3/10
	初任診断	4,700	0	2,700	2,000	
	適齢診断	4,700	0	2,700	2,000	
運行管理者一般講習		3,100	0	2,100	1,000	
安全マネジメント講習		5,100	0	0	5,100	協会助成廃止

## 適性診断助成制度の見直しに係るQ & A

### (受診者負担の導入)

Q 1 助成対象の受診提携機関は。

A 1 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」と表記）  
岡山支所、広島主管支所（福山会場を含む）、鳥取支所（米子会場含む）  
日本交通教育サービス(株)（倉敷市中島）  
旧倉敷交通教育センター、28年度は適性診断業務は停止中で4月から業務を再開予定

Q 2 受診者が負担する額は。

A 2 適性診断のうち初任診断、適齢診断については、原則として受診日に、受診する提携機関に受診料のうち2,000円をお支払願います。  
なお、初任及び適齢診断の受診料4,700円のうち受診者負担額を除いた残り2,700円はこれまでどおり協会が提携機関に支払います。

Q 3 初任及び適齢診断以外の診断は。

A 3 一般診断は、これまでどおり協会が提携機関に受診料全額を支払います。  
なお、特定診断等の受診料は、これまでどおり受診者の全額負担です。

Q 4 初任及び適齢診断の負担額を支払う受診日は。

A 4 初任及び適齢診断の負担額は、カウンセリングを受ける日にお支払願います。

Q 5 支払いの方法は。

A 5 - 1 (ナスバなど提携機関で受診される場合)

受診日にその機関に1人2,000円をお支払願います。

お手数ですが、お支払いの際は、可能な限り釣り銭の出ないようご配慮願います。

A 5 - 2 (会社が保有している機器を使用して受診される場合)

会社とナスバの間で後納契約を結んでいただいた上で、受診後にナスバからの請求に基づき支払ってください。

後納契約の方法等についてはナスバ岡山支所にお問い合わせください。

A 5 - 3 (協会の備え付け及び貸し出し機器を使用して受診する場合)

ナスバの出前診断などナスバからカウンセリングを受ける際に支払ってください。

お手数ですが、お支払いの際は、可能な限り釣り銭の出ないようご配慮願います。

A 5 - 4 (ナスバ福山会場又は米子会場で受診する場合)

福山会場はナスバ広島主管支所と、米子会場はナスバ鳥取支所と受診料の後納契約を結んでいただいた上で、受診後にナスバからの請求に基づき支払ってください。

後納契約の方法等については、それぞれナスバ広島主管支所又はナスバ鳥取支所にお問い合わせください。

## **(助成期間の設定)**

Q 6 助成期間（4 / 1 ~ 3 / 1 0）以外でも受診は可能か。

A 6 3 / 1 1 ~ 3 / 3 1 までの間も原則として提携機関で受診は可能です。但し、協会による助成はありません。受診される場合は、全額を受診者で負担していただきます。

なお、この期間は、初任及び適齢診断だけではなく、一般診断も全額負担していただきます。（一般診断は、1人2,300円です。）

期間毎の受診者負担額 (単位：円)

	4 / 1 ~ 3 / 1 0		3 / 1 1 ~ 3 / 3 1	
	受診者負担	協会助成	受診者負担	協会助成
初任診断	2,000	2,700	4,700	0
適齢診断	2,000	2,700	4,700	0
一般診断	0	2,300	2,300	0

また、初任及び適齢診断は、カウンセリングの終了をもって診断の完了となりますので、機器による診断を3 / 1 0以前に行っていても3 / 1 1以降にカウンセリングを受けた場合には受診料は全額を負担していただきます。

Q 7 3 / 1 1 以降に全額受診者負担で受診できる機関は。

A 7 原則的にナスバ等提携機関では受診可能です。但し、ナスバ福山会場又は米子会場で受診される場合は、福山会場はナスバ広島主管支所と、米子会場はナスバ鳥取支所との受診料の後納契約が必要です。詳しいことは、ナスバ広島主管支所若しくは鳥取支所にお問い合わせください。

協会備え付け及び貸し出し機器は、協会の職員による受診料の領収、

預かりができないので、3/11以降は原則として利用を停止させていただきます。お手数ですが、この期間は提携機関等での受診をお願いします。

Q 8 3/11以降の会社保有機器の利用は。

A 8 利用可能です。但し、ナスバとの間で受診料の後納契約を結んでおいてください。

Q 9 受診予約を3/10以前にした場合は助成の対象になるか。

A 9 受診日が3/11以降の場合は、全額を負担していただきます。助成できるかどうかの判断は、予約日ではなく受診日で行います。

Q 10 3/10が土日など休日の場合の助成対象期間は。

A 10 提携機関で受診される場合は、3/10以前の営業日までの受診が助成対象です。

また、会社の保有機器等で受診される場合は、3/10までの受診が確認できた場合に助成対象となります。

Q 11 3/10以前でも助成を受けられないことがありますか。

A 11 3/10以前でも協会の助成予算を超過した場合は、助成を受けられないことがあります。その場合は受診者の全額負担となります。なお、予算が超過した段階で会員にお知らせします。

Q 12 予算枠や執行状況の確認方法は。

A 12 協会情報誌やホームページで予算枠や執行状況をお知らせするとと

もに、執行額が予算額の80%を超えたとき及び予算を超えて締めきるときには、全会員へFAXで連絡します。

## **運行管理者一般講習助成制度の見直しに係るQ & A**

### **(受講者負担の導入)**

Q 1 助成対象の受講提携機関は。

A 1 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」と表記）  
岡山支所、広島主管支所、鳥取支所

Q 2 受講者負担額は。

A 2 受講料のうち1,000円をナスバにお支払願います。  
なお、一般講習の受講料3,100円のうち受講者負担額を除いた残り2,100円はこれまでどおり協会が支払います。

Q 3 支払いの方法は。

A 3 受講日にナスバに1人1,000円を支払ってください。  
お手数ですが、お支払いの際は、可能な限り釣り銭の出ないようご配慮願います。

### **(助成期間の設定)**

Q 4 助成期間以外の期間は。

A 4 3 / 1 1 ~ 3 / 3 1 までの間は、協会による助成はありません。受講される場合は、**全額を受講者で負担**していただきます。

なお、ナスバ岡山支所では、平成29年度には3月の一般講習は計画されていません。

※ 平成29年度の一般講習の日程は、確定後、岡山支所実施分について協会情報誌に掲載します。

期間毎の受講者負担額

(単位：円)

	4 / 1 ~ 3 / 1 0		3 / 1 1 ~ 3 / 3 1	
	受講者負担	協会助成	受講者負担	協会助成
一般講習	1, 0 0 0	2, 1 0 0	3, 1 0 0	0

Q 5 3 / 1 0 以前に受講予約した場合は。

A 5 受講日が3 / 1 1 以降の場合は、全額を負担していただきます。助成できる期間の判断は、**予約日ではなく受講日**で行います。

なお、ナスバ岡山支所では、平成29年度には3月以降の一般講習は計画されていません。

Q 6 3 / 1 0 以前でも助成を受けられないことがありますか。

A 6 3 / 1 0 以前でも協会の**助成予算を超過**した場合は、助成を受けられないことがあります。

Q 7 予算枠や執行状況の確認方法は。

A 7 協会情報誌やホームページで予算枠や執行状況をお知らせするとともに、執行額が予算額の**80%を超えた**とき及び予算を超えて締め



きるときには、全会員へFAXで連絡します。

- ※ **運輸安全マネジメント講習に係る受講料の助成制度は平成29年4月から廃止させていただきます。**  
**受講される場合はナスバに受講料全額（5,100円）の支払をお願いします。**

(制度見直しに関する問い合わせ先)

一般社団法人岡山県トラック協会

本所	電話番号	086-234-8211
岡山支所	”	086-234-3211
倉敷支所	”	086-425-0108
県西支所	”	0866-83-1365
県北支所	”	0868-26-4436
県東支所	”	0869-67-2882

独立行政法人自動車事故対策機構

岡山支所	電話番号	086-232-7053
広島主管支所	”	082-297-2255
鳥取支所	”	0857-24-0802